

鳥取県告示第48号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、久松山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 特別保護地区の名称

久松山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

久松山鳥獣保護区の区域のうち、鳥取市東町二丁目104、132-1及び国有林鳥取事業区旧城山国有林四林班い小班の区域（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき都市公園として設置された久松公園の区域を除く。）（面積55ヘクタール）

3 特別保護地区の存続期間

平成23年2月1日から平成32年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

（1）指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

（2）指定目的

この区域は、鳥取市市街地北側の久松山山麓に位置し、鳥取城跡等歴史的にも重要な地域である。その植生はタブ、シイ、ヤブツバキ等の照葉樹極相林を主体に、ブナ林帯の植生もみられる。コナラ、アラカシ、アカマツ等の二次林、スギ、アカマツの常緑針葉樹人工林も混じる。落葉広葉樹林から常緑樹林植生が混在し、県内でも有数の多様な森林相を形成する地域であり、多様な鳥獣が生息しており、当該区域を特別保護地区に指定し、もって鳥獣の保護を図ろうとするものである。